

❀ いじめをなくすために ❀

☆ いじめとは

文部科学省の定義より『当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。』とされています。

被害を受けた児童や生徒が「いじめ」と感じたら、その子にとっては「いじめ」であるという認識が必要です。いじめは「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分に認識するとともに、児童生徒が楽しく学びながら、いきいきとした学校生活を送れるよう、家庭・学校・地域社会が連携を図っていくことが重要です。

☆ 保護者の方へ

いじめは、家庭教育の在り方と大きく関わっています。日ごろから、子ども達の生活態度を注意深く見守り、我が子がいじめられていないか、又はいじめていないかなど、子ども達が発するサインを見逃さないようにしましょう。また、子ども達が悩んだ時や困難に遭遇した時に、安心して悩みごとを話せるような雰囲気作りをしておくことが大切です。

【家庭でこのような様子が見られるようになったら】

- | | |
|--|--|
| ☐ 登校時に体の不調を訴える | ☐ 友だちのことを話さなくなる |
| ☐ 感情の起伏が激しくなる | ☐ 急に食欲がなくなる |
| ☐ 人に物を貸すことが多くなる | ☐ 家からお金を持ち出す など |

子ども達の小さな変化に気づくよう日ごろから心がけ、気になることがあった時は、すぐに相談してください。

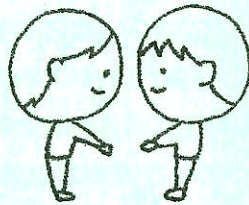
☆ 地域のみなさんへ

子ども達をいじめから守るには、いち早く発見することが大切です。地域において見守り、声かけ等をお願いいたします。

【地域でこのような様子が見られるようになったら】

- | | |
|---|--|
| ☐ あいさつをしても返さなくなる | ☐ 一人で下校するようになる など |
|---|--|

子ども達の様子がいつもと違うと気付いたときには、学校や教育委員会等へ連絡してください。



地域の子ども達を地域みんなで温かく見守り、育てていきましょう。

困ったときには一人で悩まず、相談してください。

【いじめについての電話相談窓口】

- ♣よいこの電話教育相談（24時間365日対応）
 - ・子ども専用（18歳以下）＃7300または0120-86-3192（フリーダイヤル）
 - ・保護者専用 048-556-0874
 - ・Eメール相談 soudan@spec.ed.jp

- ♣長瀬第一小学校 66-0006
- ♣長瀬中学校 66-0027
- ♣長瀬町教育委員会 69-1107

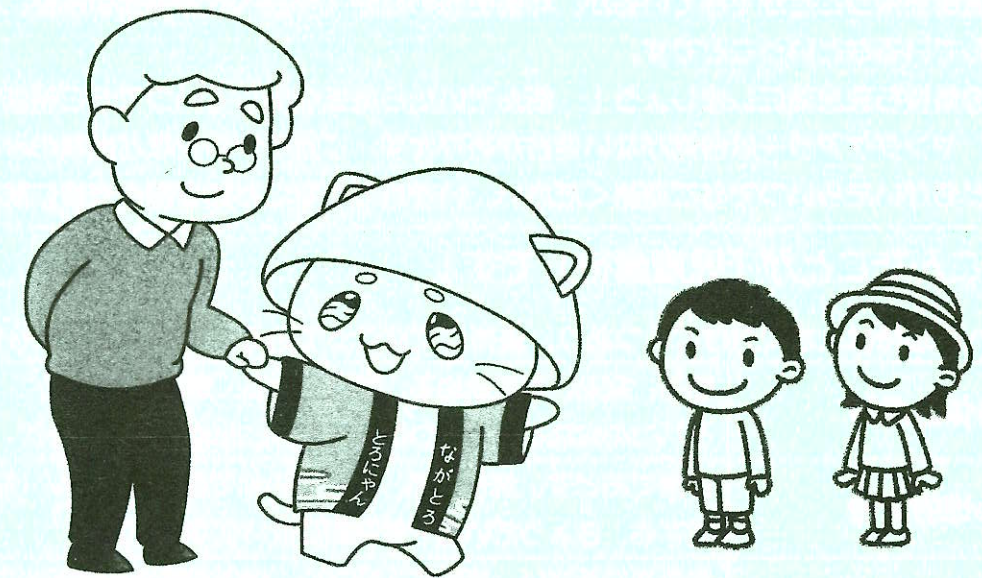


長瀬町公営マスコットキャラクター
とろにゃん

令和7年度児童虐待・いじめ防止リーフレット

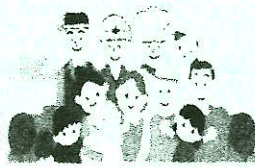
地域でつながろう！ 子ども達のみらい！

「おかしい」と感じたら迷わず連絡をください！



長 瀬 町
長瀬町教育委員会

◇ 地域のみなさんの気づきが、未来ある子ども達を守ります！



全てのこどもは守られるべき存在です。本来こどもを一番に守るべき保護者（親や親に代わる養育者）がこどもの身体や心を傷つける「児童虐待」への対応件数は、全国的に年々増え続けています。児童虐待は特別な家庭で起きるのではなく、どの家庭でも起こりうるものとして考えてください。

児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われるこどもを発見（確証がなくても可能）した場合は、町や児童相談所に連絡（通報）することが義務づけられています。虐待は、家庭という密室で行われることが多いため発見されにくく、こどもは自ら救いを求めることが困難です。

「あれっ？」と思ったら、まずご連絡をください。連絡した人の秘密は守られます。匿名の通告でも受けられます。地域のみなさんからの連絡は、親子を守り人生を救うきっかけになります。



◇ ヤングケアラーをご存じですか？

ヤングケアラーとは、本来なら大人が担うべき家事や家族の世話などを行っている18歳未満のこどものことです。困っている人をケアすることは悪いことではありません。大切なのは自分の生活や健康を保つことができているか、年齢相当の経験（学校へ行き勉強や運動、友達と遊ぶなど）をしているかということです。

自分の気持ちを言葉にしましょう！ 悩んでいたら勇気を出していつでもご相談ください。

また、ヤングケアラーは自覚がない場合があります。ご近所や学校など地域のみなさんが気になるこどもがいたらいつでもご連絡ください。いずれも丁寧にお話を聞き支援に繋がってまいります。

◇ こんなことが「児童虐待」です！

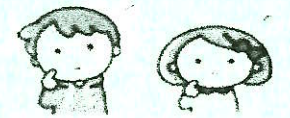
こどもへの虐待は大きく分けて4つあり、重複して起こっていることも少なくありません。

身体的虐待	殴る、蹴る、首を絞める、溺れさせる、熱湯をかける、 タバコの火などを押しつける、戸外に閉め出す など
心理的虐待	言葉でおどす、無視する、こどもの前で配偶者にDV（暴言、暴力など） をする、きょうだい間で差別的な扱いをする など
ネグレクト	食事を与えない、風呂に入れない、病気やケガを放置する、 家に閉じ込める（学校等に行かせない） など
性的虐待	性行為を強要する、性的行為を見せる、ポルノの被写体にする 性器を触る、触らせる など

◇ 親子のSOSサインのポイント

こどもの様子	不自然な傷やあざがある、いつも服装や身体が不潔、食事時や夜間寒い日でも 外にいる、笑顔が少なく喜怒哀楽の表情が乏しい など
保護者の様子	近所や地域の中で孤立している、頻繁にこどもを家に残して外出する、 こどもが病気やケガをしても医者には診せない など
家庭の様子	毎晩のように長時間こどもの泣き声がする、親の怒鳴り声や物を投げるような 音がする、こどもがいるのに姿をめったに見かけない など

◇ どうして児童虐待が起きるのでしょうか？



虐待は単に親の身勝手な行為と捉えがちですが、その背景には経済的なストレス、社会的孤立などさまざまな問題が潜んでいます。そうした悩みや苦しみを抱えた親からのSOSでもあります。

◇ 虐待はこども達に深刻な影響を与えます

◆発育、発達、学習の遅れ ◆情緒不安定、感情抑制、強い攻撃性などの精神症状

他人とのコミュニケーションが上手く取れず、様々な問題行動を引き起こす要因となることがあります。心の痛みをそのままにして成長したら、トラウマ（心的外傷）として心に根深い傷を負ってしまいます。心の痛みを話せる信頼できる大人にめぐり合うことができれば、救う手立てがあります。

◇ 子育ては「孤育て」ではなく「誇育て」



毎日の子育てに疲れて、孤独を感じることはありませんか。こどもにとってパパとママの笑顔は何よりも嬉しいものです。子育ては「1+1=2」といった簡単なものではありません。悩んで決めても上手くいかないこともあります。「こんなはずじゃなかったのに…」とイライラしたり、落ち込むこともあるかもしれませんが、それはあなただけではありません。でも大丈夫！もう少し様子を見る、元に戻ってやり直すなど方法はたくさんあります。成功と失敗の繰り返しの果てに、成長したこどもに出会えるのです。そんなパパとママの日々の暮らしを誇りに思ってください。

◇ 子育て中の保護者のみなさん 相談できる場所があります！！

こどもや家族のこと等、悩んだ時に相談できる人が身近にいますか？子育ての辛さや悩みを話すのは、甘えでも恥ずかしいことでもありません。家族や友人、周りの人などあなたの気持ちを分かってくれる人達が必ずいます。ひとりで悩むことなく相談してください。町でも相談をお受けしています。月に2回、公認心理師（臨床心理士）も来町しています。ほんの少し勇気を出して話してみると心が楽になります。あなたとあなたのこども達の暮らしを支えたい、応援したいと思っています。下記のところへお気軽にご連絡ください。

また、多世代ふれ愛ベース長瀬は、子育て支援拠点であり、様々な子育て支援事業を実施しています。ほっとできる場所、保護者同士や地域の方との交流の場所、楽しい子育てを伝える場所として「つなぐ」役割も担っていきます。ぜひご利用ください。



♡ 子育て相談 ～お気軽にお電話ください～ ♡

長瀬町健康こども課 子育て支援担当 ☎ 66-3111（内線135）
長瀬町子ども家庭総合支援拠点 ☎ 26-5585（多世代ふれ愛ベース長瀬内）

△「おかしい」と感じたら迷わず連絡をください！

命に関わる、緊急の対応が必要な時 ☎ 110（警察）
児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189（いちはやく/24時間通話料無料）